

定 款

株式会社ぽすとめいとホールディングス

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社ぽすとめいとホールディングスと称し、英文では、Postmate Holdings, Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- 1 顧客からの請負委託を受けて顧客の家屋または顧客の指定の場所で乳幼児及び高齢者を預かり、これを保護する事業
- 2 学習塾及び文化教室の経営及びこれに関する教材、ノウハウの販売、経営指導並びに業務委託
- 3 建築工事の請負、施工、設計、工事監理及びそれらの仲介、斡旋
- 4 内装仕上工事業、リフォーム工事業及び電気工事業
- 5 一般及び産業廃棄物の収集、運搬及び処理
- 6 建物清掃管理及び建物維持管理に関する事業
- 7 雑誌、図書の編集、発行及び販売
- 8 育児用品の販売及びリース
- 9 広告宣伝業並びに催し物の企画立案及び運営
- 10 生命保険の募集に関する事業及び損害保険代理業
- 11 不動産の売買、賃貸及び管理並びにそれらの仲介及び斡旋
- 12 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- 13 古物の売買
- 14 児童福祉法に基づく児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業
- 15 保育園の運営及び業務委託
- 16 放課後児童健全育成事業
- 17 アパート、マンション、商業ビル及び駐車場の運営及び管理
- 18 経営コンサルティング業
- 19 前各号に関連する調査、企画、研究、開発、教育、研修およびその受託事業
- 20 前各号に関するコンサルティング事業
- 21 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を岡山県岡山市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式の総数は、94万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集及び招集権者)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。
- ③ 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

(議長)

第 14 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。

- ② 取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が議長となり、取締役全員に事故又は支障があるときは、株主総会におい

て議長を選出する。

(電子提供措置等)

- 第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ② 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- ② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

- 第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数および選任)

- 第 19 条 当社の取締役は 3 名以上 8 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。
- ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 20 条 取締役の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。
- ② 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(役付取締役および代表取締役)

- 第 21 条 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役社長 1 名を定める。
- ② 代表取締役社長は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議により取締役の中から専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、

議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 4 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、議長、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規則)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であったものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役

(員数および選任)

第 30 条 当会社の監査役は 4 名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

- ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。

(報酬等)

第 32 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 33 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 34 条 当社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで年 1 期とする。

(期末配当金等)

第 35 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を支払う。

- ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当金)

第 36 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 37 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- ② 未払の配当金には利息をつけない。